

建築士法第 26 条の 2 第 1 項の
規定による建築士事務所の管理等に関する報告書

記載例

(第一面)

建築士法第 26 条の 2 第 1 項の規定により、建築士事務所の管理等に関する報告書を提出します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

千葉県知事 様

令和●年●月●日

(一級) 建築士事務所 千葉県知事登録第 1 - 2 5 0 8 - 1 2 3 4 号

事務所名称 千葉一級建築士事務所株式会社

所在地 千葉市中央区市場町 1 - 1

電話 0 4 3 (2 2 3) 2 1 1 0 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

千葉一級建築士事務所株式会社 代表取締役 千葉 太郎

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人の場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

管理建築士	資格：(一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 1 2 3 4 5 号 氏名：[千葉 太郎]		
※ ¹ 報告書記入者	開設者・管理建築士・ その他 ()	氏 名	千葉 太郎
※ ¹ 業 態	専 業 兼 業 (建設会社・不動産会社・その他 [])		
※ ² 事業年度	4 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日		
所属建築士数 計 3 名	一級建築士 2 名	二級建築士 1 名	木造建築士 0 名
	※ ³ うち 構造設計一級建築士 1 名・設備設計一級建築士 0 名		
建築設備士数	0 名		

※¹：該当する項目を○で囲んでください。その他に該当する場合は具体的に記入してください。

※²：設計等の業務に関する報告書の提出で採用している事業年度を記入してください。

※³：一級建築士でかつ、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士又はそのどちらにも該当する場合は、一級建築士の人数に加えた上でそれぞれの資格者数を記入してください。

(第二面)

調査により、建築士事務所の管理状況等を確認したところ、

☐ 適正に管理等ができていました。今後も引き続き建築士法に基づき、建築士事務所の適正な管理を行います。

⇒報告書の記入は以上です。本報告書のみを提出してください。

☒ 下記の事項について、改善すべき若しくは不明な点がありました。別紙により改善報告を行います。

⇒本報告書に添えて別紙改善報告書を提出してください。

※該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

記

要改善事項※	区 分
	1 登録事項の変更の届出（建築士法第 23 条の 5）
	2 廃業等の届出（同法第 23 条の 7）
	3 建築士事務所の管理（同法第 24 条）
	4 標識の掲示（同法第 24 条の 5）
	5 設計等の業務に関する報告書（同法第 23 条の 6）
○	6 書類の閲覧（同法第 24 条の 6）
	7 定期講習の受講（同法第 22 条の 2）
	8 建築士免許証等の提示（同法第 19 条の 2）
	9 帳簿の備付け等（同法第 24 条の 4 第 1 項）
	10 図書の保存（同法第 24 条の 4 第 2 項）
	11 重要事項の説明等（同法第 24 条の 7）
	12 書面等による契約締結の状況（同法第 22 条の 3 の 3）
	13 書面等の交付（同法第 24 条の 8）
	14 再委託の制限（同法第 24 条の 3）
	15 設計図書への記名（同法第 20 条第 1 項）
	16 安全性確認証明書の交付（同法第 20 条第 2 項）
	17 工事監理の結果報告（同法第 20 条第 3 項）
	18 建築設備士の意見の表示（同法第 20 条第 5 項）
	その他（ ）

※調査票にて 表示の項目に該当した場合は、改善の必要があります。設問番号を参照して表の要改善事項欄に○印を記入してください。